

第49号議案

中間市公共施設整備等基金条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

中間市長 福田 浩

中間市公共施設整備等基金条例

(設置)

第1条 公用又は公共の用に供する施設（以下「公共施設」という。）の整備等に要する経費の財源に充てるため、中間市公共施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 公共施設の整備（公共施設の建設事業をいい、公共用地の取得を含む。次号において同じ。）に要する経費の財源に充てる時。
- (2) 公共施設の整備に係る市債の償還の財源に充てる時。
- (3) 公共施設の除却に要する経費の財源に充てる時。
- (4) 公共施設の災害復旧事業の財源に充てる時。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。